

## 高齢者虐待防止のための指針

### 1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重、権利利益の擁護に徹底することを目的とし、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めるため本指針を策定しすべての職員は業務にあたることとする。

### 2. 虐待の定義

#### ① 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### ② 介護・世話の放棄放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### ③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、その他利用者に対して心理的に外傷を与える言動を行うこと。

#### ④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

#### ⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 虐待防止に係る委員会の設置

① 虐待発生防止に向けて虐待防止検討委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。また、虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を定める。

② 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて開催する。

③ 高齢者虐待防止検討委員会の役割

- 1) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- 2) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

- 3) 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- 4) 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- 5) 虐待が発生した場合に、その対応に関すること
- 6) 虐待の原因分析と再発防止策にかんすること。

#### 4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他、必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等からの虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- ② 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ③ 居宅において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

#### 7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関の関係窓口、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援する。

#### 8. 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を苦情解決責任者に

報告する。

- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③ 対応の結果は、相談者にも報告する。

9. 当指針の閲覧について

利用者、及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、ホームページ上に公表する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。